

別表（第4条関係）

1 基本指数表

類型		保護者の状況		指数	
1	居宅外労働又は居宅内労働	週5日以上 就労	1日8時間以上の就労を常態	50	
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態	45	
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態	40	
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態	35	
		週4日以上 就労	1日8時間以上の就労を常態	40	
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態	35	
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態	30	
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態	25	
		週3日以上 就労	1日8時間以上の就労を常態	30	
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態	25	
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態	20	
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態	15	
		上記以外の居宅外労働又は居宅内労働(月48時間以上の就労を常態とするものに限る。)			15
		2	妊娠中又は出産後間がない	出産予定日の属する月の2月前の初日から出産予定日の2月後の日の属する月の末日までの間にある	
3	疾病若しくは負傷又は精神若しくは身体の障害	疾病又は負傷	常時病臥(が)又はおおむね1月以上入院(入院の予定を含む。)	50	
			一般療養(週3日以上)の通院を常態)	30	
			精神性疾患、感染症又は特殊疾病にり患している	20	
	精神又は身体の障害	精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級若しくは2級、愛の手帳の障害の程度が1度若しくは2度又は身体障害者手帳の障害の程度が1級若しくは2級である	50		

			愛の手帳の障害の程度が3度若しくは4度又は 身体障害者手帳の障害の程度が3級若しくは4 級である	35
			上記以外	20
4	常時介護又は 看護	在宅介護又 は看護	常時観察、介護又は看護が必要（要介護認定5～ 3）	50
			常時観察、介護又は看護の必要はないが、日常生 活全般において恒常的な介護又は看護が必要（要 介護認定2～1）	35
			上記以外	20
		病院等での 介護又は看 護	親族を病院等で介護又は看護している時間が週 5日以上であり、かつ、1日4時間以上である	40
			親族を病院等で介護又は看護している時間が週 4日以上であり、かつ、1日4時間以上である	30
			親族を病院等で介護又は看護している時間が週 3日以上であり、かつ、1日4時間以上である	20
5	災害	災害による家屋の損傷その他災害の復旧のため保育に当たれ ない	50	
6	求職	就労内定又は事業を開始する予定	10	
		求職のため日中の外出を常態	5	
7	就学、技能習 得等	職業訓練校又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規 定する学校に通学している	類型1を準用	
		職業に必要な能力を育成することを目的とした教育を行う学 校教育法第124条に規定する専修学校又はこれに類する教育を 行う同法第134条に規定する各種学校に通学している	類型1を準用	
8	虐待、DV	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条 又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法 律（平成13年法律第31号）第1条第1項の対象者と認められる 場合	50	

9	その他	公的機関の意見書又はこれに類する書類により証明する事実により明らかに保育に欠けると認められる状態にある	50
		上記以外で明らかに保育に欠けると認められる状態にある	5～50

注 父又は母のそれぞれが複数の項目に該当するときは、それぞれそのうちいずれか高い指数を用いる。

## 2 調整指数表

区分		児童が属する世帯の状況	指数
世帯 の状 況	1	父及び母のいずれもが入所の申込みに係る児童（以下この表において「申込児童」という。）と同居していない	10
	2	父又は母のいずれかが申込児童と同居しておらず、かつ、同居の親族その他の者で申込児童を保育することができるものがない	10
	3	国外への単身赴任により、父又は母のいずれかが申込児童と同居していない	5
	4	国内への単身赴任により、父又は母のいずれかが申込児童と同居していない	3
	5	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている	5
	6	世帯の生計を維持するために就労していた保護者が失業し、当該保護者又はその他の保護者が速やかに就労することが必要である	10
	7	保護者が保育従事者として保育所等に就労し、又は就労する予定である	15
	8	保護者が育児休業後に復職し、又は復職する予定である（育児休業取得の延長を希望している場合を除く。）	5
	9	育児休業の取得に伴い児童を退所させた後、当該育児休業後に復職し、又は復職する予定である保護者が当該児童について再度入所を申し込む（育児休業取得の延長を希望している場合を除く。）	10
	10	父又は母のいずれかが武蔵村山市保育の必要性の認定に関する事務取扱基準（平成26年武蔵村山市訓令（甲）第17号。以下「取扱基準」という。）第2条第2項各号のいずれかに該当する状態にあり、申込児童の保育が著しく困難である	5

	11	保護者が同居の親族の介護又は看護をしている（基本指数の算定において、基本指数表に定める常時介護又は看護の類型に掲げる指数のいずれかを用いた場合を除く。）	3
	12	同居している65歳未満の保護者の父母が無職又は求職中である	- 5
	13	育児休業取得の延長を希望している	-100
児童 の状 況	14	社会的養護が必要な状態にある	50
	15	取扱基準第2条第2項各号のいずれかに該当する状態にある	5
	16	同時に申込みをする申込児童が3人以上いる（多胎児を含む場合は、（）内の指数を用いる。）	4 (5)
	17	同時に申込みをする申込児童が2人いる（多胎児の場合は、（）内の指数を用いる。）	3 (4)
	18	保育を受けようとする第1希望の保育所等が、兄弟姉妹が現に保育を受けている保育所等と同一である	2
	19	地域型保育事業による保育を受けている	3
	20	年齢到達により、地域型保育事業による保育を行う施設を卒園し、当該施設の連携施設である保育所等への入所を希望する	20
	21	申込児童を認証保育所、保育室、ベビーシッター等に、月ぎめで有償で預けることを常態としている	2
	23	その他特別の事情がある	最高50

注 複数の項目に該当するときは、世帯の状況の区分の1から11までに掲げる指数のうち該当する最も高い数と児童の状況の区分に掲げる指数のうち該当する最も高い数を合計した数を指数とする。ただし、12又は13に該当するときは、当該指数から12又は13に掲げる指数を減じて得た数を指数とする。

### 3 類型指数表

番号	児童が属する世帯の状況	指数
1	基本指数表に定める災害の類型に該当	11
2	基本指数表に定める虐待、DVの類型に該当	10
3	基本指数表に定めるその他の類型に該当	9
4	保護者が保育従事者として保育所等に就労し、又は就労する予定である	8
5	基本指数表に定める疾病若しくは負傷又は精神若しくは身体の障害の類型のうち精神又は身体の障害に該当	7

6	基本指数表に定める疾病若しくは負傷又は精神若しくは身体の障害の類 型のうち疾病又は負傷に該当	6
7	基本指数表に定める妊娠中又は出産後間がないの類型に該当	5
8	基本指数表に定める常時介護又は看護の類型に該当	4
9	基本指数表に定める居宅外労働又は居宅内労働の類型に該当	3
10	基本指数表に定める就学、技能習得等の類型に該当	2
11	基本指数表に定める求職の類型のうち、就労内定又は事業を開始する予定 に該当	1

注 複数の項目に該当するときは、そのうちいずれか高い指数を用いる。